

その他履修に関わる規程

1 宮崎学園短期大学 長期履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学学則（以下「学則」という。）第4条第4項に基づき、宮崎学園短期大学における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修の期間及び該当学科)

第2条 長期履修の期間は、3年とする。

2 長期履修を認める学科は、保育科のみとする。

(履修単位数)

第3条 長期履修学生が履修できる学期あたりの単位数は、原則として15単位（実習を除く）を限度とする。

(休学の取扱い)

第4条 長期履修を許可された者の休学の取扱いは、学則第26条から第28条の定めるところによる。

(手続き)

第5条 長期履修を希望する場合は、期日までに申請書を提出し、学科長を経て、学長に申し出るものとする。

2 前項による申し出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可する。

(正規学生への変更)

第6条 長期履修学生として入学した者は、原則として正規学生への変更は認めないこととする。

(正規学生から長期履修学生への変更)

第7条 学則第4条第1項及び第2項の適用を受ける学生として入学した者が、長期履修学生への変更を希望し、かつ学科長が必要と認める場合、学長の許可を得て、長期履修学生として修学することができる。ただし、学期途中での変更は認めない。

(学 費)

第8条 長期履修を許可された者の学費（授業料・教育充実費・ピアノ実習費）の取扱いは、長期履修申請年次、申請された長期履修の期間等によって異なるが、以下の通りとする。

- (1) 入学時に長期履修を申請した場合には、通常の卒業までに必要な2年間の学費を、申請された履修年数で除した額を毎年の学費とする。
- (2) 正規学生から長期履修学生へ変更した場合は、通常の卒業までに必要な学費の総額から、これまで支払った授業料を控除した額を、残りの履修年数で除した額を毎年の学費とする。
- (3) その他、実習費などの諸費については、通常の学生と同じとする。

(補 則)

第9条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、本学の学則を準用する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。ただし、第8条については、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 他学科開講科目の履修に関する規程

(履修の要件)

第1条 学則第8条に基づき、当該学科の教育に支障がない場合は、他学科での履修が認められる。

(履修の手続)

第2条 履修に際しては、次の各号に掲げる者の承認を得たうえで、「他学科授業科目履修届」を教務係へ提出し、教務部長が履修を許可する。

- (1) 当該授業科目の担当教員
- (2) 在籍学科長
- (3) 当該学科長
- (4) 教務担当責任者

2 学則第8条に基づき別表2に定める科目は前項の手続きを要しない。

3 その他の履修手続きは履修規程に準ずる。

(受講生の制限)

第3条 本規程による受講にあたっては人数を制限することがある。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規程は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。